株主各位

第１５２期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新株予約権等に関する事項	１頁～　４頁
連結注記表	５頁～１５頁
株主資本等変動計算書	１６頁
個別注記表	１７頁～２５頁

当社は、上記の事項について、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.ngk.co.jp/ir/index.html）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

平成30年6月1日

日本碍子株式会社

新株予約権等に関する事項

Ⅰ　当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第2-1回新株予約権 (平成18年7月27日)	取締役1名 7個 監査役1名 5個	12,000株	1株当たり 1,506円	1株当たり 1円	平成18年8月12日 ～ 平成48年6月30日	該当せず
第2-2回新株予約権 (平成18年7月27日)	取締役1名 4個	4,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成18年8月12日 ～ 平成48年6月30日	無償発行
第3回新株予約権 (平成19年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役4名 9個 監査役1名 2個	11,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成19年8月31日 ～ 平成49年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (平成20年7月28日)	取締役6名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成20年8月14日 ～ 平成50年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (平成21年7月30日)	取締役6名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成21年8月18日 ～ 平成51年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (平成22年7月29日)	取締役8名 17個 監査役1名 3個	20,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成22年8月17日 ～ 平成52年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (平成23年7月28日)	取締役8名 18個 監査役1名 3個	21,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成23年8月16日 ～ 平成53年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (平成24年7月30日)	取締役8名 18個 監査役1名 3個	21,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成24年8月16日 ～ 平成54年6月30日	該当せず

名　　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第９回新株予約権 (平成25年７月31日)	取締役10名 22個 監査役１名 3個	25,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成25年８月17日 ～ 平成55年６月30日	該当せず
第10回新株予約権 (平成26年７月31日)	取締役10名 29個	29,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成26年８月20日 ～ 平成56年６月30日	該当せず
第11回新株予約権 (平成27年７月30日)	取締役10名 32個	32,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成27年８月19日 ～ 平成57年６月30日	該当せず
第12回新株予約権 (平成28年７月28日)	取締役10名 34個	34,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成28年８月17日 ～ 平成58年６月30日	該当せず
第13回新株予約権 (平成29年７月28日)	取締役10名 34個	34,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成29年８月17日 ～ 平成59年6月30日	該当せず

(注) １．上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

２．新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して１年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく６年を経過する日または新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の１年前の応答日（以下、本注記において「応答日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応答日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

３．新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

４．新株予約権の数は、当初発行された個数から、すでに権利行使された個数及び権利失効した個数を減じて記載しております。

Ⅱ　当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第13回新株予約権
発行決議の日	平成29年７月28日
交付された者の人数及び新株予約権の数	執行役員（取締役兼務執行役員を除く）12名　24個
新株予約権の目的となる普通株式の数	24,000株
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	１株当たり１円
新株予約権を行使することができる期間	平成29年８月17日～平成59年６月30日
有利な条件の内容	該当せず

（注）１．新株予約権の主な行使条件
　　上記Ⅰの（注）２．と同じです。
　２．新株予約権の取得事由
　　上記Ⅰの（注）３．と同じです。

Ⅲ　その他新株予約権等に関する重要な事項

上記Ⅰ Ⅱ以外で、当事業年度の末日に当社の取締役、監査役及び執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名　　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第１回新株予約権 (平成17年７月27日)	取締役２名 13個 監査役１名 ４個	17,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成17年８月５日 ～ 平成47年６月30日	無償発行
第７回新株予約権 (平成23年７月28日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) １名　２個	2,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成23年８月16日 ～ 平成53年６月30日	該当せず
第８回新株予約権 (平成24年７月30日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) ３名　６個	6,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成24年８月16日 ～ 平成54年６月30日	該当せず
第９回新株予約権 (平成25年７月31日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) ３名　６個	6,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成25年８月17日 ～ 平成55年６月30日	該当せず
第10回新株予約権 (平成26年７月31日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) ４名　８個	8,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成26年８月20日 ～ 平成56年６月30日	該当せず
第11回新株予約権 (平成27年７月30日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) ７名　14個	14,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成27年８月19日 ～ 平成57年６月30日	該当せず
第12回新株予約権 (平成28年７月28日)	執行役員 (取締役兼務執行役員を除く) 11名　22個	22,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成28年８月17日 ～ 平成58年６月30日	該当せず

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：58社

主要な連結子会社の名称

エナジーサポート㈱、NGK CERAMICS USA, INC.、
NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
双信電機㈱、NGKエレクトロデバイス㈱

（2）主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌジーケイ・ライフ㈱、エヌジーケイゆうサービス㈱、
エヌジーケイ・ロジスティクス㈱

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法適用非連結子会社の数：１社

エヌジーケイ・ライフ㈱

持分法適用関連会社の数：１社

メタウォーター㈱

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス㈱、エヌジーケイ・ロジスティクス㈱

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社10社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　10年～50年

機械装置及び運搬具　3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ＮＡＳ電池安全対策引当金

当社は、平成23年９月に当社製造ＮＡＳ®電池において火災が発生したことを受け、ＮＡＳ電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 競争法関連損失引当金

当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

④ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

1．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

3．小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

④　消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
なお、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。
⑤　のれんの償却に関する事項
５年間の定額法により償却を行っております。

(追加情報)

当社は、平成19年３月期から平成22年３月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年３月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年６月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約１億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年３月期から平成27年３月期までの事業年度について、平成29年６月23日に更正処分の通知を受領したことから、この５年間の追徴税額85億円並びに平成28年３月期及び平成29年３月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年３月期決算に反映いたしました。また、当連結会計年度分として当連結会計年度にかかる見積税額を法人税、住民税及び事業税に計上いたしました。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　420,799百万円

２．未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年６月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、各連結会計年度において同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3．保証債務等

(1) 保証債務

① 保証債務	1,998百万円
② 保証予約債務	161百万円

(2) 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年９月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

特別損失

(1) 減損損失

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
パッケージ事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地等	山口県 美祢市他	2,365
がいし事業用資産	機械装置等	岐阜県 恵那市	966
ＮＡＳ事業用資産	機械装置、建設仮勘定等	愛知県 春日井市他	215

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業環境の悪化を受け将来事業計画を見直した結果、当初想定していた収益性が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物767百万円、機械装置及び運搬具2,181百万円、土地692百万円、その他127百万円であります。

当該資産の回収可能価額については使用価値または正味売却価額により測定しております。なお、使用価値の場合には将来キャッシュ・フローを7.1%で割り引いて算定し、正味売却価額の場合には第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

(2) 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

(3) 法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年６月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、同様の課税を受けるとした場合の当連結会計年度にかかる見積税額を含んでおります。

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	327,560	－	－	327,560
合計	327,560	－	－	327,560
自己株式				
普通株式	5,915	1	123	5,794
合計	5,915	1	123	5,794

（注）1．自己株式の普通株式の増加株式数１千株は、単元未満株式の買取請求による取得１千株によるものであります。
2．自己株式の普通株式の減少株式数123千株は、ストック・オプションの行使による減少123千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株によるものであります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	6,432	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月31日取締役会	普通株式	6,755	21.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日定時株主総会	普通株式	7,400	利益剰余金	23.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

3．新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	492,000 (106,000) 株

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」の（ ）内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入や社債により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に設備資金に係る資金調達であります。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額
(1) 現金及び預金	133,928	133,928	－
(2) 受取手形及び売掛金	104,029	103,978	△50
(3) 有価証券及び投資有価証券（※２）	140,492	145,950	5,458
(4) 支払手形及び買掛金	(46,551)	(46,551)	－
(5) 短期借入金	(5,969)	(5,969)	－
(6) 未払金	(17,376)	(17,376)	－
(7) 未払法人税等	(16,509)	(16,509)	－
(8) 社債	(10,000)	(9,998)	1
(9) 長期借入金（※３）	(195,604)	(200,779)	△5,174
(10) デリバティブ取引（※４）	772	772	－

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（※２）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。
（※３）１年以内返済予定の長期借入金を含めております。
（※４）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) 長期借入金（１年以内返済予定含む）

長期借入金（１年以内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関が算出する時価によっております。また、当社は借入金の一部について金利スワップ及び金利通貨スワップを行っておりますが、特例処理や振当処理の要件を充たすものは、ヘッジ対象となる借入金と一体として処理されるため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額2,585百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,432円67銭
２．１株当たり当期純利益	142円42銭

株主資本等変動計算書 （自　平成29年４月１日 至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
平成29年４月１日残高	69,849	70,135	1,891	72,027	1,976	105,374	107,350	107,350	△12,407	236,819
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					236	△236	－	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△144	144	－	－		－
剰余金の配当						△13,188	△13,188	△13,188		△13,188
当期純利益						46,161	46,161	46,161		46,161
自己株式の取得									△3	△3
自己株式の処分			△106	△106					258	151
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										－
事業年度中の変動額合計	－	－	△106	△106	91	32,881	32,972	32,972	254	33,120
平成30年３月31日残高	69,849	70,135	1,785	71,921	2,068	138,255	140,323	140,323	△12,153	269,939

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成29年４月１日残高	23,139	16	23,155	898	260,873
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
剰余金の配当					△13,188
当期純利益					46,161
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					151
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,248	32	1,280	△41	1,239
事業年度中の変動額合計	1,248	32	1,280	△41	34,360
平成30年３月31日残高	24,387	48	24,436	857	295,234

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）デリバティブの評価基準：時価法

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法：

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　10年～50年

機械及び装置　　６年～９年

（2）無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

(3) ＮＡＳ電池安全対策引当金
平成23年９月に当社製造ＮＡＳ®電池において火災が発生したことを受け、ＮＡＳ電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。
(4) 競争法関連損失引当金
競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。
(5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
(6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
(7) 製品保証引当金
販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

4．収益及び費用の計上基準
主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当社は、平成19年３月期から平成22年３月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年３月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年６月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約１億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年３月期から平成27年３月期までの事業年度について、平成29年６月23日に更正処分の通知を受領したことから、この５年間の追徴税額85億円並びに平成28年３月期及び平成29年３月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年３月期決算に反映いたしました。また、当事業年度分として当事業年度にかかる見積税額を法人税、住民税及び事業税に計上いたしました。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　178,920百万円

2．未払法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年６月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、各事業年度において同様の課税を受けるとした場合の見積税額を含んでおります。

3．保証債務等

(1) 保証債務

関係会社の借入金	21,243 百万円
関係会社の預り保証金	1,986 百万円
従業員住宅ローン等	11 百万円
合計	23,242 百万円

(2) 保証予約債務　161 百万円

(3) 偶発債務

当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年９月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社の立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

4．関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	42,874百万円
長期金銭債権	19,295百万円
短期金銭債務	28,739百万円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	103,421百万円
仕入高等	89,121百万円
営業取引以外の取引高	27,060百万円

2．競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

3．法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し、平成29年６月23日に移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため、同様の課税を受けるとした場合の当事業年度にかかる見積税額を含んでおります。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(千株)	増加(千株)	減少(千株)	当事業年度末(千株)
普通株式	5,915	1	123	5,794

（注）1．自己株式の普通株式の増加株式数１千株は、単元未満株式の買取請求による取得１千株によるものであります。

2．自己株式の普通株式の減少株式数123千株は、ストック・オプションの行使による減少123千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株によるものであります。

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

流動繰延税金資産		
たな卸資産	4,448	
未払金、未払費用	2,490	
未払事業税	480	
ＮＡＳ電池安全対策引当金	780	
競争法関連損失引当金	358	
その他	579	
小計	9,137	
評価性引当額	△160	
流動繰延税金資産合計		8,977
流動繰延税金負債		222
流動繰延税金資産の純額		8,754
固定繰延税金資産		
有形固定資産	2,946	
投資有価証券	818	
関係会社株式	2,857	
関係会社出資金	5,104	
関係会社事業損失引当金	590	
投資損失引当金	353	
退職給付引当金	2,986	
製品保証引当金	738	
長期預り金	724	
その他	486	
小計	17,607	
評価性引当額	△10,460	
固定繰延税金資産合計		7,146
固定繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	9,355	
前払年金費用	3,736	
固定資産圧縮積立金	907	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,414	
固定繰延税金負債合計		15,414
固定繰延税金負債の純額		8,267

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子会社	NGK EUROPE GmbH（ドイツ）	所有 間接 100.0%	製品の販売、役員の兼任	製品の販売（注）1	20,189	売掛金	7,310
子会社	NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.（メキシコ）	所有 直接 95.0%	資金の貸付、役員の兼任、生産設備等の供給、債務保証	債務保証（注）2	10,218	－	－
子会社	NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.（タイ）	所有 直接 95.0%	役員の兼任、債務保証	債務保証（注）3	5,598	－	－
子会社	NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司（中国）	所有 直接 62.0% 所有 間接 38.0%	役員の兼任、製品の購入、生産設備等の供給	増資の引受（注）4	7,119	－	－
子会社	エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社（日本）	所有 直接 100.0%	資金の貸付、資金の借入、製品の購入、役員の兼任、生産設備等の供給、建物・設備の賃貸	資金の貸付（注）5	3,560	長期貸付金	12,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

２．NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。

３．NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。

４．NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司が行った増資の一部を引き受けたものです。

５．貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額(△は減少)を記載しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	914円88銭
２．１株当たり当期純利益	143円49銭